中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書に基づく緊急関税に関する質問主意書

出者 鉢呂吉雄

提

中華人民共和国の世界貿易機関への加入議定書に基づく緊急関税に関する質問主意書

平成十三年十一月九日から十四日までカタールで開催された世界貿易機関 (以下「WTO」という。)の

第四回閣僚会議において、 「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十二条1の規定に基づき中華人民共

和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書(以下 ·「加入

議定書」という。)」が承認され、平成十三年十二月十一日、 中華人民共和国は第百四十三番目のWTO加

盟国となった。

この 加入議定書においては、 中華人民共和国のWTO加盟後十二年間 (平成二十五年十二月十日まで) 適

用される経過的品目別セーフガード制度 (以 下 「対中国経過的セーフガード」という。)が規定されてい

る。

今般、 政府は、 この対中国経過的セーフガードの制度を我が国に導入すること等を内容とする関税定率法

及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第九号) を提出した。

ついては、 この法律案による改正後の関税暫定措置法 (以下「改正関税暫定措置法」という。) に規定す

る対中国経過的セーフガードに関し、以下の点について質問する。

_

要件、 基づくセーフガードとの関係について明らかにされたい。 対中国経過的セーフガードとセーフガードに関する協定 措置· 内容、 発動期間、 調査手続、 暫定措置、 貿易転換に対する措置、 また、 (以下「一般セーフガード協定」という。)に これらに基づくセーフガードに係る発動 適用期間その他の内容につい

て、

具体的かつ明確に相違点を明らかにされたい。

二 対中国経過的セーフガードの発動については、 それがある事実がある場合」と規定されている。 の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に市場のかく乱を起こし、 人民共和国を原産地とする特定の種類の貨物の輸入の増加の事実があり、 改正関税暫定措置法第七条の七第一項において、 当該貨物の輸入が、 又は起こすお これと同種 「中華

場のかく乱を起こし、又は起こすおそれがある事実」がある場合とは、 「市場のかく乱」とは何か。 また、 対中国経過的セーフガードの発動に関し、 具体的にはどのような内容をいう 「本邦の産業に市

のか。

 \equiv の輸入が、 加入議定書第十六節4においては、 絶対的又は相対的に急激に増加しており、 「国内産業によって生産される物品と同種又は直接に競合する物品 国内産業に実質的な損害又はそのおそれに対する重

7 セーフガード協定第二条1及び第四条1の 要な原因となっている場合は、 4 るが、 具体的にはどのような内容をい 市場かく乱 いうの 「重大な損害」 (market disruption) か。 また、 及び 「実質的な損害又はそのおそれ」 「重大な損害のおそれ」とどのように異な が存在するものとする。」 とは、 と規定され 般

る

のか。

四 ド 輸 されてい している国内産業に対する当該輸入の影響を含む客観的要素 協定第 加入議定書第十六節4に「市場かく乱の存在の決定に当たっては、 、るが、 匹 同種又は直接に競合する物品の価格に対する輸入の影響及び同種又は直接に競合する物品を生産 条2回に規定する評価の内容とはどのように異なるのか。 この 「客観的要素」 とは、 具体的にはどのような内容をいうのか。 (objective factors) 影響を受けているWTO加盟国は、 を考慮する。 また、 般セーフガー と規定

五 た、 工品については、 これらを踏まえ、 法律に規定しない場合には、 季節性があり、 対中国経過的セーフガードの発動の基準を具体的に法律に規定すべきではない ガイドラインとして示すべきではないか。 保存性が低い特性を有することに配慮すべきではない この場合、 農産物及びその加 か。 か。 ま

六 改正関税暫定措置法第七条の七第一項に基づく対中国経過的セーフガードの発動要件と、 関税定率法

貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれ」 か :った事: (明治四十三年法律第五十四号) 情の変化による特定の種 類 第九条 の貨物 (緊急関税等) 0 輸 入の増加 の事実があり、 の 「外国における価格の低落その 当該貨物の輸入が、 他予想されな これと同 種 0

とは、

具体的にはどのような違いがあるのか。

七 置 節 remedy the market disruption)」をとることができると規定されているが、 W T O 2に基づき中 は、 具体的にはどういう内容か。 加盟国は、 · 国 が 加入議定書第十六節1に基づき、 「市場かく乱を防止し、 また、 般セーフガード協定においては認められてい 又は救済するための措置 中国に対し「協議 (such action as (consultations)」を求め、 この 協 to prevent or な 議 11 及び 11 わ いゆる 措 同

輸出 中華人民共和国を原産地とする特定の種類の貨物の輸入の著しい増加が生じ、 書第十六節3若しくは7の規定による措置がとられた場合において、これらの措置がとられたことによる 共和国において加入議定書第十六節2の規定による措置がとられた場合又はその他の国において加入議定 改正関税暫定措置法第七条の七第十項において貿易転換に係るセーフガードの発動要件は、 の自 主規制を含むと解してよい か。 又は生ずるおそれがある事 「中華人民

八

実があり、 国民経済上緊急に必要があると認められるとき」と規定されているが、 具体的にはどのような

内容をいうのか。

また、 貿易転換に係る対中国経過的セーフガードの発動の基準を具体的に法律に規定すべきではない

か。

九 政府は、 一般セーフガード暫定措置が終了した平成十三年十一月九日以降のねぎ等三品目の輸入動向を

把握するため、モニター調査を実施している。これによると、平成十四年二月十三日現在の累計値 (平成

十三年十一月九日から平成十四年二月八日) は、 ねぎについては対暫定措置基準比 (平成九年から平成十

百二十五%となっており、 年の同 月の数量との比較) 明らかに輸入の増加が見られる。 二百九十二%、 生しいたけについては同比百十三%、 畳表については同比

また、 その国内産価格については低下しているものもあり、 国内産地は依然として厳しい状況となって

いる。

このような状況は、 対中国経過的セーフガードの発動要件を満たしているのではないか。また、 一般

セーフガード協定の発動要件についてはこれを満たしているのか。

+ 中国の加盟に関する作業部会報告書 (REPORT OF THE WORKING PARTY ON THE ACCESSION

く 同 OF CHINA° 一事例に関する調査は、 以下「作業部会報告書」という。)第二百四十六節宮において、 正当な理由がなければ、 前回の調査(a previous investigation)が終了し 「議定書第十六項に基づ

た後一年未満には開始できない。」と規定されている。一般セーフガード協定に基づき行われたねぎ等三

品目に係る調査は、 作業部会報告書に規定する「前回の調査」に該当するのか。

<u>十</u> 香港地域又はマカオ地域を経由して輸入された中華人民共和国を原産地とする農産物及びその加工品

については、 改正関税暫定措置法第七条の七第一項に定める「中華人民共和国を原産地とする特定の種類

の貨物」に該当すると解してよいか。

右質問する。